

(契約の目的)

第1条 分析業務委託申請者(以下「甲」という。)と、株式会社九州経営情報分析センター(以下「乙」という。)は、建設業法(以下「法」という。)第27条の23第2項第1号に定める経営状況分析の業務を目的としてこの契約を締結する。

2 本業務に関してはすべて日本国の法律その他法令に準拠するものとする。

(契約の成立)

第2条 甲が、乙に対し、乙の定める方法により、次に定める手数料(以下「分析手数料」という)を支払い、経営状況分析申請書及び添付書類(以下「申請書類等」という。)を提出することによって本契約は、成立する。この場合において、甲は申請書類等の記載内容についてその真正を担保する。

(分析手数料)

第3条 分析手数料は、乙のホームページに掲示する。
(<http://www.kyusyukeyei-bunseki.com/>)

2 前項の手数料の支払方法は、郵便振替払込、銀行口座振込、もしくは、現金持参払いとする。

(資料の報告・提出)

第4条 乙は、業務の目的を達成するために甲に対し、法第27条の24第4項に基づき、本業務遂行に必要な一切の情報の提供を求めることができ、甲は、その要請に応じなければならない。

2 前項の情報は、真実の報告又は真正な資料でなければならない。

(変更事項の通知)

第5条 甲は、乙が申請書類等受領後、経営状況分析結果を通知するまでの間に、次に掲げる場合その他経営状況分析に重要な影響を与える場合には、乙に対し書面をもって速やかに通知しなければならない。

- 一 甲の商業登記事項に変更があったとき。
- 二 乙に提出した添付書類等に錯誤あることが判明したとき。
- 三 甲の審査対象営業年度及び分析処理の区分が変更になったとき。
- 四 甲が特定調停の手続申立てをなし、あるいは甲につき任意整理等裁判所の関与しない債務整理の手続きが開始されたとき。
- 五 第13条第2項第1号及び第2号に掲げる事由が発生したとき。

(手数料の返還)

第6条 乙は、一旦甲から受領した分析手数料は返還しない。

(秘密の保持)

第7条 乙は、本業務を行ううえで知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項に関わらず、乙は、法令に基づき登録分析機関として必要な報告、資料提供等を行うことができる。

(保管の業務)

第8条 乙は、本業務遂行中、甲から提出を受けた書類その他の物品(以下「預資料」という。)を善良なる管理者の注意をもって保管する。

2 乙は、本業務終了後、乙の裁量により預資料を適宜処分することができる。

(分析の方法)

第9条 本業務遂行にかかる各種方法ないし手段(以下「分析方法」という。)は、すべて乙において決定する。

2 本業務で対象とする財務諸表は、法第11条第2項及び同項の関連法令に定めるものに限る。

3 前項の財務諸表に記載する勘定科目は、規則に定める勘定科目の分類によるものとする。

4 甲は、乙が決定した分析の方法について異議を述べることができない。

(分析結果の通知)

第10条 乙は、分析を終了したときは、法第27条の25に基づき遅滞なく甲に対し分析結果にかかる数値を通知し、本業務を完了する。この場合、乙は通知に関する書面を郵便に付することにより義務を完全に履行したものとし、不到達に関する責任を負わない。

2 乙は、本契約成立後14日以内に前項の通知をするものとする。

3 乙は、前項に定める期間内に通知することができないと認められる事情が生じた時は、期間が遅れることを甲に対し遅滞無く通知することによって、最大30日の範囲でその期間を伸長することができる。乙は、期間を伸長したことによる本業務の遅延について一切責任を負うことなく、また、甲は、それに対し異議を述べることはできず、分析手数料の返還を求めるときもできない。

(乙の損害賠償責任と免責)

第11条 乙は、本業務を所定の方法、方式に従い善良なる管理者の注意義務を果たして遂行している限り、本業務に関し甲に何らかの損害が発生したといえども一切責任を負わない。

2 次の場合には、分析の計算結果等に何らかの誤りが生じ、あるいは本業務が遅滞し又は不能になったとしても、乙は前項の善良なる管理者の注意義務を果たしたものとみなし、免責される。

- 一 地震、水害その他天災、テロ、戦争、暴動及びこれら類似の事由に起因する場合。
- 二 電子計算機の構造、プログラム等の不具合に起因する場合。
- 三 乙において電子計算機および本業務に供するその他の設備(以下「電子計算機等」という。)の使用に関し相当な注意をもって操作を行っていた場合。
- 四 乙において相当な注意をもって電子計算機等の維持管理を行っていた場合。
- 五 当該時点における技術水準に照らし不可避的な事由に起因する場合。
- 六 その他乙の関知し得ない事由に起因する場合。

3 乙が、甲から通常損害又は特別損害ないし拡大損害等の別を問わず何らかの損害が発生する可能性について予め知らされていたとしても、前2項に定める乙の免責に何ら影響しない。

4 乙が損害賠償責任を負うことになった場合、その賠償金額は当該契約成立時の分析手数料額を限度とする。

(甲の解除権)

第12条 甲は、乙が第10条第1項の通知を発信するまで、いつでも本契約を解除することができる。

2 前項の解除は、乙に対する書面の通知を持って行うことを要する。

3 乙は、預資料を返還することなく乙の裁量により適宜処分することができる。但し、解除の通知の際に、甲の請求により返還の依頼を受け、甲の費用負担において甲へ返還する場合はこの限りではない。

(乙の解除権)

第13条 乙は、次の場合には甲に対し一定の期間を定めた催告をなし、その期限までに当該事項が是正されない場合、本契約を一方向的に解除できる。

- 一 甲が、乙のなした第4条第1項に基づく要求に応じないとき。
- 二 甲から提出された申請書類等に関し不明又は不適切な点の存在その他本業務を行うに支障あると乙が思料するとき。
- 三 甲が、乙との間の信頼関係を著しく損なう行為を行ったとき。
- 四 甲が、本契約の条項に違反したとき。
- 五 甲の責に帰すべき事由により本契約を維持することが相当でないと思われるとき。

2 乙は、次の場合には、何らかの催告を要せず即時に本契約を解除することができる。

- 一 甲が、破産、民事再生、会社整理、会社更生、特別清算の手続申立てを受け、もしくは右申立てをしたとき。
 - 二 前号のほか甲が債務整理に関して裁判所の関与する手続を申立て、もしくは申立てを受けたとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は、甲が自ら営業の廃止を表明した時など支払を停止したと認められる事実が発生したとき。
 - 三 乙の責めに帰すべき事由によらずに本業務の履行が不能となったとき。
- 3 前2項の解除は、甲に対する書面の通知をもって行うことを要する。
- 4 乙は、預資料を返還することなく乙の裁量により適宜処分することができる。但し、10日以内に甲の請求により返還の依頼を受け、甲の費用負担において甲へ返還する場合はこの限りではない。

(民法の適用)

第14条 本契約の法的性格は民法第656条の準委任契約とし、本契約に定めのない事項については民法第643条以下の委任の規定に従うものとする。

(合意管轄裁判所)

第15条 甲乙間に本契約に関し紛争が生じた場合、第一審訴訟事件については法令に基づく事物管轄の別に応じて長崎地方裁判所又は長崎簡易裁判所を、民事調停事件については長崎簡易裁判所を専属の合意管轄裁判所とする。

振替払込受付証明書欄
貼付